

2018(平成30)年度 法学既修者入学試験問題(9月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 問題は2問ある。
2. 解答用紙は2枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

〔問題〕

次の文を読み、下の問（１）および（２）に解答しなさい。なお、（１）と（２）はそれぞれ独立した問題とする。

A株式会社は取締役会設置会社であり監査役設置会社である。A社の発行するすべての株式には何らの譲渡制限も設けられておらず、また種類株式も発行されていない。A社の資本金は5000万円であり、A社の負債は1億円である。A社には取締役B・C・Dの3名がおり、そのうち社長であるBだけが代表取締役を務めている。監査役はEである。

問（１）

CはF株式会社に対して「副社長」と称して「A株式会社取締役副社長」の肩書がついた名刺を示したうえで、F社と商品の売買契約を締結した。F社はA社の登記簿を確認したわけではなかったが、上記の経緯からCが代表取締役であることを疑っていなかった。またその際、BとDはCが副社長と称して売買契約を締結したことを黙認していた。

F社は商品を引き渡したにもかかわらずA社から代金が支払われないので、A社に代金の支払を求めた。F社の請求は認められるか論じなさい。（50点）

問（２）

Bは会社法その他の具体的な法令に違反するような行為をA社にさせたわけではなかったが、近時A社にあまり出勤することがなくなり漫然と経営を行ったため、A社は経営不振に陥り損害が発生した。CはA社の常勤の取締役でありBに対して本来モノを言える立場であったが近時のBの行動については目をつぶっていた。またDは友人のBから頼まれて名前だけを貸した取締役であって、A社に出勤することはほとんどなかった。

創業から現在に至るまで10年間A社の株主であるGは、A社に損害が発生したことでA社株式の価値が下落してしまったことからEに相談したところ、Eにはまったく取り合ってもらえなかった。Gは株式価値の下落による損害を回復するためにB・C・Dに対してどのような手段をとりうるか述べたうえで、Gの請求が認められるか論じなさい。

（50点）

余白

余白